

「気になる子」とその親への支援における課題

— 支援者の気づきに関する実態調査からの考察 —

佐野 真一郎
池田 信子*

研究の背景と目的 -序に代えて-

第1章 「気になる子」¹⁾に対する支援者の気づきに関する実態調査と結果

第1節 調査の概要

1. 目的
2. 対象
 - (1) こども未来館「ここにこ」子育てプラザ
 - (2) 東山地域子育て支援センター
 - (3) つどいの広場事業
3. 方法、期間

第2節 結果および分析

1. サンプル属性
2. 結果
 - (1) 「気になる子」の様子
 - (2) 「気になる子」の親子関係
 - (3) 「気になる子」への対応
 - (4) 「気になる子」への対応の困難

第3節 結果に基づく考察

第2章 総合的考察

第1節 乳幼児期の「気になる子」とその親への支援の現状について

第2節 「気になる子」とその親への支援における課題

* 浜松情報専門学校講師

1) 本稿における「気になる子」とは発達障がい傾向があるが、未受診もしくは診断が未確定のものと定義する。

研究の背景と目的 一序に代えて一

発達障がいとは、気づきにくい障がいである。母親は障がいのわかりにくさから、子どもの発達の遅れや偏りに気がつかないまま、子育ての不安を抱えながら漠然と子どもを育てている現状がある。発達の偏りが個性によるものと思われる程度の現れ方の場合、養育者側に発達障がいの予備知識がなければ、その分「気づき」が遅れるのも致し方ないことではある。生まれたわが子に発達障がいがある可能性を指摘された場合、平常心を保つことができる親はおそらくいないであろう。目に見える手足の障がいに比べると、すぐにそれとわかる障がいではない「発達障がい」の指摘は、親にとってたやすく受け入れられるものではないことは自明である。「できればそうあってほしくない」という親の思いが、障がいの受容を難しいものにする傾向を助長している、と推測される。

平成17年4月に発達障害者支援法²⁾が施行されてから年々発達障がいへの関心は高まってきている。診断に至っていないケースを含め、一般にいう「気になる子」は相当数報告されている。しかし、身体の障がいや知的な遅れが明らかに認められる障がいとは違い、親は障がいであることを気づきにくく、そのため、障がいの疑いから診断までの期間は長期に及ぶことも多い。障がい特性に起因する「育ちにくさ」「育てにくさ」を持つ子どもたちの育児は、親の不安や葛藤を通常の子育て以上に招きやすく、そのための早期発見の重要性は認識され取り組みもされてはいるものの、早期に専門的支援につながるものが少ない現状がある。

この発達障害者支援法には、対象児者に対してだけでなく、その家族に対する支援についてもふれられている。早期に発達のつまずきを発見することが予後の育ちに影響することは周知されているが、「どこなく普通とは違う」という程度の発達のつまずきは見過ごされてしまうことが多い。

発達のつまずきが早期に発見されず、または発見されてもその後うまく支援につながらず発達課題が未解決のままになると、問題が複雑・深刻化しやすくなり、表面化した時には、「登園しぶり」、「不登校」、思春期以降は「引きこもり」、「ニート」また、「反抗挑戦性障害」³⁾等の二次的な問題に発展しているケースも目立つと報告されている(友久・滋野井,2010⁴⁾、東條,2007⁵⁾)。その二次的な問題の改善に要する教育や治療は、コストもかかり時間も要する。

さらに、対象になる子どもだけではなく、養育者も大変ストレスの多い生活を強いられている(原, 亀口, 栗澤,2010)⁶⁾。発達障がいの子を持つ親は、障がいを持たない親と比較し、また、障がい種別で比較しても、心理ストレスが相対的に高いという報告も多く存

2) 与野党を含んだ超党派からなる発達障がい者の支援を考える議員連盟が設立され、成立の運びとなった議員立法。2005年4月1日に施行された。

3) 杉山登志郎は、『発達障害のいま』(講談社現代新書, 2011年)の中で「反抗挑戦性障害」と「後遺障害」は、非行系の問題だとしている。大人にわざと逆らったり、周囲をわざと苛立たせたりする行動を繰り返す生意気な子どものことだと述べている。

4) 友久久雄, 滋野井一博著「発達障害の理解とその対応」『子育て支援と心理臨床』Vol.2所収, p.33-p.38, 福村出版, 2010年。

5) 東條恵著「早期発見・療育・支援とは何か?」『育ちの科学』8号所収, p.23-p.37, 日本評論社, 2007年。

6) 原仁著「家族支援の視点から発達障害を理解する」, 『子育て支援と心理臨床』2,p.13-p.14, 2010年。

亀口憲治著「発達障害の家族支援」『子育て支援と心理臨床』Vol.2所収, p.6-p.12, 2010年。

栗澤哲也著「自治体の幼保小連携にみる発達障害児と家族への支援」, 『子育て支援と心理臨床』Vol.2所収, p.39-p.41, 2010年。

在する（高山,2005⁷⁾，山田,2007⁸⁾）。林（2008），宮本（2008）は，発達障がいがある子どもの虐待のリスク要因となる「虐待が生じる可能性を高める」という報告をしている⁹⁾。子どもに発達障がいがある場合，保護者の育児負担が増加し，虐待のリスクが高まるということである。発達障がい児を育てるということは，保護者にとって負担が大きいことであり，通常の子育てをしているつもりでも虐待に近い状況になっていることはまれではないと思われる。

発達障がい児に対する支援は，発達障害者支援などの法整備，2009年から導入された特別支援教育の影響もあり，また保育士や幼稚園教諭の養成教育課程に「障害児保育」が必須科目になるなどに見られる関心の高さが表すように，対象になる子どもたちへの理解は広まってきているのは事実である。しかし，そのような支援を利用するためには，保護者の障がいの受容や気づきが前提であるため，発達の遅れが障がいだという認識のない段階での対象となる子どもや親に対する具体的な支援方法や内容については，十分な検討がされていない。乳幼児期の「気になる子」たちは，発達のつまずきに気づかれていないため，通常の子育て過程で利用される地域にある子育ての拠点施設などを活用しながら生活をしていると思われる。

乳幼児期の子どもが育つ支援の場として，国の施策である「地域子育て支援拠点事業」を利用することが多い。地域において子育て親子の交流などを配慮する地域子育て支援拠点事業の設置を推進することにより，地域の子育て支援機能の充実を図り子育ての不安感などを緩和し，子どもの健やかな育ちを促進することを事業目的にしている。その背景には，少子化や核家族化の進行，地域社会の変化など，子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化し，家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大などといった問題が生じていることがあげられている。障がいの特性から，子育て支援拠点を利用していても，従来の施設型支援から取りこぼされることが多い「気になる子」の支援の現状と課題を明らかにし，継続した支援につながるためにはどのような道筋が適切なのかを検証し，対象となる乳幼児期の子どもたちの生活の場である子育て支援が如何にあるべきか，その可能性と課題を考察することを本稿での目的とする。その際，子育て支援者側の気づきが支援に結び付けられているのかという視点を中心に検証したい。

第1章 「気になる子」に対する支援者の気づきに関する実態調査と結果

第1節 調査の概要

1. 目的

親は，子どもの成長の「課題」に対する知識が不十分である上に，「気になる子」は「育ちにくさ」や「育てにくさ」を感じるが故，そのような対象児を持つ親は，漠然とした不安感を抱きながら子育てをしている実状がある。在宅子育て時期の，「気になる子」といわ

7) 高山恵子著『親子のストレスを減らす15のヒント：保育・教育・福祉現場の保護者支援に』，学研，2012年。

8) 山田敦朗著「広汎性発達障害の子どもを養育する親の心理ストレス」『日本青年児童精神医学会総会抄録集』48巻所収，2009年。

9) 林，宮本共に『発達障害研究』30（2008）にて，林は，「発達障害の危険因子・憎悪因子としての子ども虐待」，宮本は，「発達障害と子ども虐待」のタイトルで「発達障害と虐待の関係」について述べている。

れる診断が未確定な対象児の発見は、乳幼児健診以外は、子育て支援施策の中で行われるのが有効と私たちは仮定する。その中でも国が強化している「地域子育て支援拠点事業」では、特別なニーズのある子どもたちにどのように対応しているのか、また、子育て支援拠点事業での「気になる子」は、どのような様子であるのかを明らかにし、従事者側の気づきが、「気になる子」やその親に、どのような働きかけになっているのかを考察して行きたい。なお、本稿におけるインタビューで使用する「気になる子」とは、支援の場面での支援者側が感じる「気になる」様子のある子、「気になる」行動のある子という支援者側の視点で捉えたものとなる。

2. 対象

豊橋市にある公的な「子育て支援」機関の従事者に対し、「気になる子の発見と支援のあり方」についてインタビューを行った。対象者は、豊橋こども未来館「ここにこ」子育てプラザ専従者、地域子育て支援拠点事業「東山子どもセンター」保育士、交通児童館「つどいの広場」職員、あいトピア（豊橋総合福祉センター内）「つどいの広場」従事者である。いずれも「地域子育て支援拠点事業」である。各施設の紹介、成り立ちは後述の通りである。また、表1に、豊橋市における調査対象施設の利用状況を示す。

（1）こども未来館「ここにこ」子育てプラザ

こども未来館「ここにこ」は、豊橋市福祉部に所属し、豊橋市民病院跡地を活用して2008年7月にオープンした多世代交流施設。運営は、豊橋市と指定管理者と市民の協働により行っている。施設運営の基本方針、施設の施設運営に当たっては、「こども関連施設等基本計画」（2004年3月）の基本方針に基づき、行政・民間事業者・市民がそれぞれの特性を活かしつつ役割を分担し、行政でなければ対応できない重点的な分野を市が担当し、費用対効果の高い運営と市民協働の推進を目指すとした。豊橋駅から徒歩7分、施設までの歩行者動線にも配慮して建設はされたが、昨今の交通事情から公共交通機関での利用者は少なく、当初見込んでいた「施設と街の一体感」や、施設整備による人々の駅周辺地域への回遊性が高まる効果に関しては期待値には至っていないと思われる。

こども未来館は「子育てプラザ」、 「体験・発見プラザ」、 「集いプラザ」の3つで構成される。「子育てプラザ」は0歳から3歳までの乳幼児と保護者の方を主な対象として、遊びの場や子育て情報などを提供し、子どもたちの成長を応援する場として、市民から親しまれている。利用は、午前9時30分から午後5時まで、利用料金は無料である。職員配置・体制は、保育士4名（事務長補佐1、嘱託職員3）と、パート勤務若干名である。2011年度の年間利用者数は、139,691人・1日平均は447.5人であった。

（2）東山地域子育て支援センター

豊橋市福祉部保育課所管の事業である。2003年「児童福祉法の一部を改正する法律」に則り、同年4月、豊橋市からの委託を受けて「東山地域子育て支援センター」開設。社会福祉

法人豊橋市南部保育事業会「東山保育園」が行っている子育て支援事業。園舎に併設された施設で、開所時間中は、園庭開放やイベントの会場として保育園の園庭の遊戯室を使用している。利用対象児は、豊橋市在住の主として幼稚園、保育園に行く前の子どもとその保護者であり、3名の保育士（常勤1、非常勤2）が、子育ての相談、各種イベントの開催、子育てサークルの育成支援などを行っている。平日（月～金）午前10時～15時（昼休憩は除く）の5時間開所、利用料金は無料である。

2011年度の年間利用者数は、6,283人・一日平均は、27.1人であった。

（3）つどいの広場事業

豊橋市福祉部子育て支援課所管の事業であり、市から委託を受けて、主に乳児期（0～3歳）を持つ子育て中の親子が気軽に集うことができる広場（スペース）を設置することにより、「密室育児」による孤独感、閉塞感を解消するとともに、子育て・悩み相談や育児に関する情報提供など、子育て支援のための事業を実施している。市内に3ヶ所「豊橋総合福祉センター児童室」、「牟呂地域福祉センター児童室」、「交通児童館プレイルーム」で行われ、いずれも週3日間、3～5時間開所し、利用料は無料である。総合福祉センターは2006年度から、牟呂地域福祉センターは2011年度から開設されており、社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会が、実施主体となっている。交通児童館（指定管理）は、2011年度から開設され、従事者は保育士以外でも希望者の中で精査する。交通児童館では、従事者を指定管理職員と位置づけている。

2011年度の利用者数は、あイトピアは年間9,099人・一日平均62.8人、牟呂地域福祉センターは年間7,521人・一日平均54.1人、交通児童館は年間5,771人・一日平均40.4人である。

■表1 豊橋市における子育て関連施設の利用状況（利用者数）

2011年度	開催日数 (年間)	利用者数計 (人)	一日平均利用者数 (人)
こども未来館ここにこ	311	139,691	449.2
東山子育てセンター	232	6,283	27.1
子育てひろば（あイトピア）	145	9,099	62.8
子育てひろば（牟呂地域福祉センター）	139	7,521	54.1
子育てひろば（交通児童館）	143	5,771	40.4

3. 方法、期間

半構造化されたインタビューにて、地域子育て支援拠点事業に従事するものにインタビューを執り行った。質問は4項目、表2の通りである。

■表2 インタビュー項目

1. 「気になる子の存在」の認識に関して（「気になる子」と感じる点はどこか、またはどんな行動か、どんな様子から感じるのか）
2. 「気になる子」の親子関係に関して（「気になる子」の親は、子どもの発達に関して心配をしている様子があるか、親の気づきがあるか、保護者から発達に関する相談はあるか）
3. 「気になる子」を発見したときの対応に関して（「気になる子」を発見した時にどのように関わっているか）
4. 従事している中で「気になる子」への対応での困難はどんなことか。

各施設、関係部署長の許可の下、インタビュー調査を実施した。倫理配慮として、インタビューは、プライバシーが守られる場所で行い、ICレコーダーで録音し、逐語録を作成、研究以外の目的で使用しないなどを書面に明記し、承諾を受けた上で執り行った。

調査期間は、2012年8月3日から9月11日である。

第2節 結果および分析

1. サンプル属性

豊橋市単独事業豊橋こども未来館「ここにこ」¹⁰⁾ 子育てプラザ専従者2名、地域子育て支援拠点事業従事者「東山子どもセンター」保育士1名、交通児童館「つどいの広場」職員2名、あいトピア（豊橋総合福祉センター内）「つどいの広場」従事者1名の計6名、交通児童館職員1名は高校教員の資格での従事であるが、あとの5人は、保育士資格所持者であり、保育の現場経験が10年以上の者が3名いる。

訪問先4件、6人にインタビューし、全員が回答しているため有効率は100%である。

2. 結果

DSM-IVをもとに、広汎性発達障がいの診断基準である、①人への反応や関わりの乏しさ、社会的関係形成の困難さがある、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く、特定なものにこだわる、④その他随伴する感覚や運動の特徴（不器用さ、感覚の過敏さなど）や社会生活に不適応が認められる、という4項目を対象児の基準にし、以下のようにインタビューをまとめた。

（1）「気になる子」の様子

回答者全員が、「気になる子」の発見をしている。気になる観点の共通部分は、「多動性がある（落ち着きがない）」、「親やまわりの友だちとのコミュニケーションができない（やりとりができない、やりとりにならない）」、「遊びが限定的（こだわりがある）」、「目が合わない」、「言葉の遅れがある」、「呼びかけに応じない」、「衝動的である」、

10) こども未来館ここには、管轄は「豊橋市福祉部こども未来館」となるが、「地域子育て支援拠点事業費」として事業費補助を受けている。

「集団の場所が苦手」, 「一方的な会話」などの発達障がい特有の行動をあげている。中には, 母親が語るエピソード「勢いよくぶつかっても泣かない。痛みに鈍感」, 「普通のキャベツは食べられないが, 春キャベツは食べられる（味覚過敏, 味覚の特異性）」, 「声の音量の調整ができない（聴覚の異常）」, 「じゅうたんに座れない（触覚の過敏）」など, 発達障がいに随伴して現れる感覚の特徴を拾いだし, 児の普段の様子と照らし合わせて, 「気になる子」としている者もいた。

上記にあげた以外にも, インタビューで語られた中で, 定型発達にはあまり見受けられない特異的なエピソードを記載する。①オウム返し, ②人形劇などを見ているとその話の中に入っていき自分で話を作り出す, ③特定の建物に入れない, ④絵本のページ文字を囲む○が好きでそればかりを指で追う, ⑤頭や顔を強打しても痛がらない, ⑥椅子の背もたれを歩く, ⑦共同注視がない, ⑧積み木を持つだけで積んだりする遊びをしない, ⑨おもちゃの車のタイヤを眺めているだけ, タイヤを回しているだけで車を走らせる遊びをしない, ⑩抱いたときに反り返ってしまう, 等がそれにあたる。

（2）「気になる子」の親子関係

「気になる子」を持つ親, 親子関係について尋ねたところ, 全員共通して, 「保護者は子どもの問題行動を, 困っていると捉えているようだ」と回答した。しかし, 「保護者は, 発達上の問題ととらえていないようである」とも回答している。それに対しては, 「保護者は, 子どもの発達に関する専門知識が少なく, まだ年齢が達していないためにできていないととらえている」と考えているようである。また, 他の子どもにふれることが少なく, 特に第一子の場合, 親はわが子のみの成長しか把握できない。子育て支援の活動などに参加して, 初めて我が子を他児と比べる体験をし, 他児との成長の差異を感じた時に不安に思うようである。「日々の子どもの行動をどう対処したらよいかわからず困窮している親もいるようだ」と答えた。親が, 子どもの行動を発達上の問題ととらえていない様子は様々な場面で見受けられたという。(表3)

■表3 子どもの気になる行動と親のとらえ方

子どもの様子	親のとらえ方
●一人遊びが好きで, 周囲が見えていないため, 欲しい物を見つけると突進していく。小さな赤ちゃんがいても踏みつけていく。	○まだ, 小さな年齢だから, 周りに目が行かないのは仕方がない。
●高いところに登ったり, 高いところから飛び降りたりする遊びを繰り返す。	○やんちゃな子。
●パペットなどの遊びに自分の感覚で参加し, 突然甲高い声になって役になりきって遊ぶ。 「私, ○○ちゃんよ! みんな元気?」	○この子, 声色が使える。 すごい才能

また, 親が上手に子どもに関われない姿も見られるという。これは, 子どもの育てにくさからくるものと, 親が子どもと関わるのを苦手としているという両方の背景が考えられる。

親が子どもに関心を示さず、親が自分の欲求を優先し「母親仲間と話をしていて子どもの様子を気にしていない」または、「携帯などに興じている」場面も多くあるようで、「もっと子どもに関心をもって接してもらいたい」と感じているようであった。

次に、「子どもの発達についての相談があるか」の問いには、「発達のことで相談してきたという例もある（母親、祖母）」という。そのケースでは、わざわざ「相談のために」来所したということであった。このような場合の対処としては、専門機関を紹介するということになるが、これは一般的にどの施設も共通している対応のようである。

何度も利用している保護者からは、自然な形で相談を受けることが多いという。様々な場面で、何気ない会話の中で子育てに関する相談を受けるという。相談の内容は「言葉の遅れ」、「歩くのが遅い」という発達上の相談もあるが、多くは一般的な子育てに関する質問だという。例えば、離乳食や卒乳の時期、トイレトレーニングについてなどである。育児情報に関して、二極化している様子が見られるという。（表4）

■表4 育児情報の二極化の様子

情報過多	情報の入手先の多さや、その情報量の多さに、どれが正しいのか、また、自分の子どもは何に当てはまるのかわからず、迷ったり悩んだりしている。
情報過少	自分で知ろうとは思わず、子どもの発達に適していない対応をしている。

いずれも、気軽に子育ての相談ができない現代の子育ての特徴である母親の孤立化傾向が背景にあるのではないと思われる。明らかに、発達の遅れがある子ども、親から相談がない、もしくは、そのことについてはふれて欲しくないという態度が見受けられる保護者も存在するという。そのような場合は、子どもの様子が気になりながらも、発達支援としての対応はできないという。子どもの行動への働きかけをしながら、「気になる子」の親へは、子どもの発達に関する気づきを促すことや、全く子どもに関心がないと思われる親へはできるだけ子育てに関する助言をしている。

「地域子育て支援拠点事業」の中での、発達支援の課題としては、一般的な相談事の対処に時間が費やされ、発達が心配される子どもや親への細やかな対応に時間が取れないことである。「気になる子」がいても細かな配慮ができないジレンマを全員が吐露した。開所時間が限られ、また、参加が保護者の意思で行われているため、不定期で不規則な利用などの諸条件内では、様々なケースに適切に対応し支援することは難しいと思われる。従事者も、自分たちの支援が、利用者、特に特別なニーズがある対象者には、十分行き届いていないのではないかと心配を抱えているようであった。

（3）「気になる子」への対応

気になる子に関しては、従事者間、職員間で共通意識を持って関わっているという。これは、インタビューをした対象者全員がそのように回答し、施設内でのネットワークは機能していることがわかった。また、「気になる子」への対応としては、大きくは、①親に子への

関わり方のモデルになるように示唆する、②関連する他機関を紹介する、の二つであるという。①に関しては、気質に合った関わり方を伝えることでもある。特に発達障がいの疑いのある児に対しては、言葉で何度も伝えるより物を見せると理解しやすいことを伝え、例えば、なかなか活動が終わっても会場から帰れない子どもに対しては、靴などを見せて帰ることを知らせる。そのように提示することで、子どもがスムーズに動くことを見せながら、特性を意識した関わりをするように助言をしている。②の対応「関連する他機関についての紹介先」については、全施設職員が、最終的に「こども発達センター」の診療や相談につなげることを目標に関わっているようである。これに関しては、「子育て支援」関連施設の支援マニュアルはないが、従事者の共通認識が発達支援の流れに沿ったものになっている。各施設の従事者が発達支援の流れを周知しているものと見てよい。市内の地域子育て支援拠点事業従事者対象に、特別なニーズに関する研修が常時あるわけではないが、自主的に勉強をしながら様々な子育てニーズに応えようと努力している姿勢がうかがわれる。関連する他機関を紹介するだけでなく、健診等が近いという場合は、具体的に保健師に尋ねる観点等をアドバイスするように留意している。

その他、特別なニーズがある子どもたちが「こども発達センター」以外につながる先としてあげているのは、言語訓練や作業療法など発達に関する診療をしている病院やNPO団体などである。そのため情報を入手できるように従者全員が常に意識をしているようでもある。施設内の情報掲示に関しても、さりげなくとってもらえる位置にリーフレットやチラシなどを配置する、また保護者がチラシなどに関心を示したタイミングで声をかけ、利用を促すなどの努力をしている。

上記に述べたように、保護者に対して様々なアプローチで、発達に関する気づきにつながるように努めている。発達のつまずきを早期に発見し、スムーズな対処によりリスクを最小限に押さえたいという思いがあることも発言の中にあった。「気になる子」や、発達障がいに対する理解や対応に努めていることも併せて明らかになった。しかし、現場の従事者たちは、保護者のニーズに応えられていないのではないかという思いがあるようであった。

（４）「気になる子」への対応の困難

活動の性質上、定期的に通う場所ではないため利用者が特定されない。そして、関わり方によっては再利用してもらえない場合もあるという危機感が従事者にはある。例えば、以下のようなエピソードがある。「他機関を勧めてみたが、実際に利用したかは把握できない」という。このケースは、「来所２回目以降、スタッフが、その母親に声をかけているが、あまり反応がない」とのことであった。また、「非常に発達に心配のある子がいたが、一回だけの利用だったのでその後がわからない」といったものもある。「気になる子」に関して、発見はできても発達に関する助言やリスクに対する話をするタイミングを見計らっているうちに、その機会を逸することもあるという。その他、「気になる子」やその親への対応での困難であったケースについて、表5にまとめた。矢印で示したのは、従事者の心情であり、インタビューの中からピックアップしてみた。

■表5 「気になる子」や親への対応での困難例

- ・親に注意を促したい時「元気な子だね」と声掛けをするが、お母さん自身が疲れているのがわかるので、それ以上強く言えない。また、母親からそれ以上相談されることがないため、それ以上踏み込めない。
→支援につなげられないジレンマがある。
- ・スタッフが、危険な行動をする子どもに注意ばかりしてしまうと、お母さんに嫌な思いをさせてしまう。
→ただでさえ、子どもの対応に疲れているのに、ここにも自分たちの居場所がない…と母親に思わせてしまうのは、気の毒。どこにも行けない…と孤立化してしまうことは避けたい。
- ・発達に問題のある子どもに対する、親の対応がまずい（真っ向から怒ってしまう）時、子どものフォローをしてあげたくてもできない。
- ・親がうまく子どもに関われないケースがある。
→療育教室に通っていて、親も子どもの特性を理解し、対応を学んでいるはずなのに、母親の対応に改善が見られないこともある。関わることで親の養育の否定にならないかと関わりを躊躇してしまう。
- ・親の認識が甘く、現状を問題視したくない母親で、それ以上踏み込んでアドバイスすることができない。
→障がい発見・受容までに時間がかかる。寄り添って付き合いたいが、利用が不定期で長い期間の寄り添いができない。
- ・施設の役割が相談センターという形ではないので、相談事業というよりも、親子の遊びにスタッフが寄り添うといった形の活動である。
→踏み込んだ話ができない。

「気になる子」の見極めの難しさは、「発達上の問題」か「年齢的な問題」かの見極め、また「脳の機能的な問題」か「母子の愛着の問題」かの見極めなど、非常に熟練した専門家でも判断は難しい。二次的な心配が予測されても、関わりは慎重にならざるを得ない。さらに、子どもの発達に気づきのない保護者や困り感を持っていないように見える保護者へのアプローチには大変苦慮しており、対応については全施設の従事者全員の共通した今後の課題となっている。現場では大変なジレンマを抱えている。

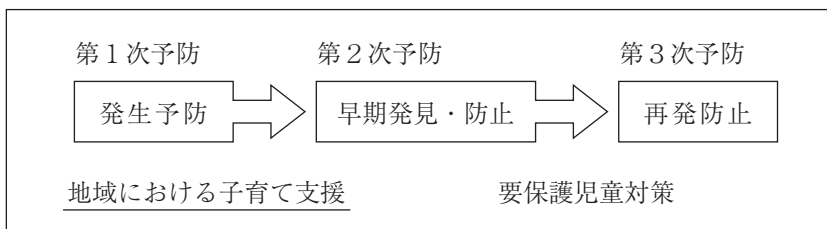
第3節 結果に基づく考察

本調査から、今後の課題点も含め、明らかになった3点を考察として述べる。

第一に、地域子育て支援拠点事業では、特別なニーズを持つ子どもに関しての発見、対応がなされていることから、在宅で子育てを行っている保護者が、子どもの発達の問題に気づかない時期は、子育て支援活動の場が「気になる子」を発見する機会になると考えられる。そして、これはあくまでもインタビューの対象となった従事者の感覚ではあるが、「気になる子は増えていると感じる」ということであった。「地域子育て支援拠点」は、今後ますます需要が増すと思われる。筆者は、「気になる子」が早期に専門的な支援につながる有効な手立てとして、子育て支援の施設を利用する場面を増やすことが適当であると考え、子育て

て支援には、予防的効果が期待できる。（図1）それは、あらゆる子育て家庭を対象とした活動であり、家庭の孤立化を防ぎ、子育ての悩みや不安が蓄積されないように支援することが事業の目的や内容に盛り込まれているからにはほかならない。

■図1 予防的支援から見た「子育て支援」



（出典：渡辺顕一郎著『子ども家庭福祉の基本と実践』P.23、金子書房、2009年より転載）

第二に、「乳幼児期の気になる子」を「専門的支援」につなげていくためには、「地域子育て支援拠点事業」の事業内容2項目目の「子育てに関する相談・援助」¹¹⁾の充実があげられる。発達に関する相談を受け支援者がそれに応じて保護者に関わった事例に関しては、その後専門的な支援につながる率が高いようである。親の子どもの発達への気づきが、最初の一步になっているようである。遊びがメインの活動になる場で、子どもの様子をみながら、自然な形で母親と関わり助言を行うことは、保護者にとって身構えることがなく助言が聞き入れやすいようである。健診場面や相談室のようなこまごまとした場所でないことが安心感に結びつくのではないかと考えられる。子どもの今の姿をとらえて、子育てに対するアドバイスをもらうことは、身近な場面で必要に応じて疑問や不安に思っていたことを聞くことができ問題が解消されることでもある。子育てに関して、総合的に助言してもらえることで支援者への信頼感も働く。同じ子育てに関する助言でも、保健師に対しては「指摘を受ける」という印象があるようだ。日常的な関わりを通して支援者の人柄にふれ、次第に親近感や信頼感を抱くようになるまでに、時間を要するであろうが、その信頼感の構築こそが、個別の相談につながる。すなわち「個別の相談」＝「発達支援」であり、地域子育て支援拠点事業には、多くの可能性があると期待する。

ただ、「気になる子」の発見は出来ても、その後、専門的な支援にどのようにつなげていくのが適当か、その為に何が必要か、つなげることでどのような変化があったかという観点での検討が今後は必要である。

第三に、子育て支援拠点事業従事者のスキルアップをどのように実現していくか、という課題がある。現在のような個々の努力だけではなく行政全体としてとらえていく必要がある。対象者全員が、公的な支援先だけではなく、幅広い支援先の情報や支援方法を知りたい、また援助技術を身につけたいと希望している。それほど、子育てのニーズは多様であり、現場ではそれに懸命に対処している姿が明らかになった。そのことに対して、実施主体が講じなくてはならない課題があると思われる。

「気になる子」は特別なニーズを持つ子どもであり、対応の難しさが保護者には日常的に

11) 渡辺顕一郎著『子ども家庭福祉の基本と実践』金子書房、2009年、第2章P33表9に記載されている。

ある。子育て負担、子育て不安が長く解消されないままの子育ては、その後の問題の発生やその重症化につながりやすい。その予防のためにも、地域子育て支援拠点事業の拡充とともに、その質の向上は重要な意味を持つ。子育て支援に携わる者の基本的態度として、「利用者を温かく受け入れること」、「身近な相談相手であること」、「受容と個別理解があること」の3点が重要だと渡辺（2009）は述べている。

子育てに不安を抱えた保護者の多様なニーズに対応できるような資質向上が、「地域子育て支援拠点事業」における今後の重要な課題になってくるであろう。個人の力量に頼るような事業者側の努力だけではなく、行政全体でこの問題を改善していく必要がある。

第2章 総合的考察

第1節 乳幼児期の「気になる子」とその親への支援の現状について

「気になる子」とは、落ち着きのない、視線があわない、こだわる事柄や物がある、言葉の遅れ、人との関わりの特異さなどが見られる子どものことをいう。本研究では、「気になる子」を発達障がい傾向があるが、未受診もしくは診断が未確定のものをいうと定義し、その「気になる子」の支援の現状を調査してきた。2005年4月に「発達障害者支援法」が施行され、発達障がい各ライフステージに応じた一貫した支援が明確になった。乳幼児期にあたる保育所、幼稚園での「気になる子」に関する研究は多数報告され、支援のあり方も十分とは言えないまでも認識されてきている。発達障がい児を早期に発見し、子どもの特性に合わせた環境の工夫と適切な関わり方をする事は、統合保育、教育の中で行われつつある。しかし、乳幼児期、特に在宅で子育てをしている段階で、まだ発達障がいとは診断されていない「気になる子」の支援のあり方の位置づけや実施の内容などは確立されていない。発達障がいには気づきにくい障がいであり、保護者、とりわけ母親はわが子の発達の遅れや偏りに気がつかぬまま育児不安を抱えていることが多い。早期支援には親の気づきが重要であるが、親の障がいに対する知識の不足と、障がいに対する偏見などもあり保護者がわが子の「気になる」様子を気づいてもすぐに診断に至ることは少ない。診断確定前の曖昧な段階にある子どもとその母親が多くの支援を必要としながら、支援から最も遠いところに位置している現状は否めない。このように、発達が未成熟で個人差は多いが、キャッチアップの可能性のある乳幼児期に「気になる」子どもを、専門的な支援にスムーズにつなげるためには、拾い出すだけでなく、「発達支援」の観点に立った支援システムづくりが重要かつ急務である。

先行研究で、親の気づきから受診に至るまでのタイムラグが発生することは証明されている。専門家から指摘を受ける前に、親は子どもの様子が普通とは違うものを感じているのである。その「気になる程度」の違いを、発達に関する知識の乏しさや子育て自体の経験値の少なさから、また、障がいに対する様々な思いが働いて、すぐに「発達の問題」としてはとらえることは難しく、積極的に相談機関に足を運ぶケースも少ない。まして、進んで受診に至るケースは希少である。その間の親の心情は、不安や苛立ち、また普通の子育てができないと思う寂しさや孤独感、疎外感がある。この母親の不安定な時期に、親子にとっての適切な支援のあり方は確定されておらず未開拓な分野である。

「発達の遅れのある子ども」は、養育に保護者の負担が通常より増加することなどから、不適切な養育を受けるリスクが高いことが、先行研究で証明され、また近年、発達障がい注目されるようになり、知的な遅れが認められない発達障がい子どもたちの多くが不適切な養育環境に置かれていることも明らかになっている¹²⁾。発達障がい児は、家族にとって大きなストレスを生み出す要因になる可能性は確かにあるが、それは、「発達障がいの子どもがストレス」になるのではなく、「子どもにある発達障がいがストレスを作り出している」のである。子どもの障がいから特性を理解し育児できる環境を作り出すには早期に専門的な支援につながる事が重要である。そのためには、親の「気づき」が必要であるが、先述したように親が我が子を障がいがある、または特別な特性を持つ子どもだと認めるには、多くの葛藤があり簡単に認めることは困難である。在宅で子育てをしている時期の特別なニーズを持つ「気になる子」への支援の必要性は十分認識されながらも、支援の現状は追いついていない。本研究では「地域子育て支援拠点事業」の従事者が、それを担うものではないかと仮定し、支援の現状を明らかにしてきた。支援者を特定したのは、現行の国の子育て支援施策で、乳幼児のすべての子育て家庭が利用できる場所が「地域子育て支援拠点」であると考えられるからである。国は、現代の子育てをめぐる現状の課題を①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、②保育の量的拡大と確保（待機児童の解消、地域の保育を支援）、③地域の子ども・子育て支援の充実としている¹³⁾。その3項目が「地域子育て支援拠点事業」にあたり、今後も事業の整備の検討が期待されると思われたからである¹⁴⁾。

松原（2010）は、「特別支援教育は、小学校を中心としたものではない。様々な状況から、リスクのあるいわゆる『気になる子』を子育ての初期の段階で、専門的な支援につなげるためには、親の気持ちを汲み取りながら、我が子の特性を理解した子育てへの助言と、専門的支援への媒となるような支援のあり方が求められる」と述べている¹⁵⁾。親が子どもの発達のつまずきに「気づいた」時からの支援が必要であり、そのために乳幼児期の「気になる子」の支援の担い手のひとつである「地域子育て支援拠点事業」の従事者の支援のあり方は重要である。しかし、今後ますます需要が増すと思われる子育てニーズに対応できるか、今回の対象者である拠点従事者も懸念を抱いている。特に発達に心配がある子どもと親への支援は、体制が現状に追いついていない。

第2節 「気になる子」とその親への支援における課題

「気になる子」は特別なニーズを持つ子どもであり、対応の難しさが保護者には日常的にある。子育て負担、子育て不安が長く解消されないままの子育ては、その後の問題の発生やその重症化につながりやすい。その予防のためにも、地域子育て支援拠点事業の拡充とともに

12) 杉山登志郎著『子ども虐待という第四の発達障害』学研、2008年。また前掲書友久等の研究による。

13) 2012年10月内閣府・文部科学省・厚生労働省発表「子ども・子育て関連3法について」資料2より抜粋。

14) 2013年4月より、地域子育て支援拠点事業は、平成24年度補正予算「安心こども基金の事業」の組替により①機能別に再編：従来の「ひろば型」・「センター型」を「一般型」に再編し、職員配置や活動内容に応じた支援の仕組みとなった。また、②機能の強化として、「利用者支援」・「地域支援」を行う「地域機能強化型」を創設した。

15) 松原豊著「発達障害のある幼児の特別支援教育に関する研究-幼児教育における自立活動の指導について-」『こども教育宝仙大学紀要』所収、65頁-74頁、2010年。

に、その質の向上は重要な意味を持つ。子育て支援拠点事業従事者のスキルアップを、現在のよう個々の努力だけではなく行政全体としてとらえていく必要がある。対象者全員が、公的な支援先だけではなく、幅広い支援先の情報や支援方法を知りたい、また援助技術を手につけたいと希望している。それほど、子育てのニーズは多様であり、現場ではそれに懸命に対処している姿が明らかになった。そのことに対して、実施主体が講じなくてはならない課題があると思われる。

実態調査から見てきたことは、保護者も支援者側も「なんとなく」の「違い」は認識していることである。発達をつまずきの「発見」は共通した「気づき」であるが、その「気づき」に、立場や視点の違いから齟齬が生じている。それは、「今」をなんとかしたい保護者の気持ちと、先を見越した「育ち」に着目した支援者の視点の違いからもくるのであろう。保護者は、「ちょっとした違い」を子どもの「障がい」と認めたくない思いから、問題を先送りしようとする意識が働き、支援者側は2次的な問題が出る前に、専門的支援につなげようと、親に「気づき」を期待する。保護者の「気づき」は何となくという「白に近いグレー」の範囲のものであり、支援者側の「気づき」は、確信に似た「黒に近いグレー」のような質のものである。保護者は、その違いを「個性の範疇」に収めたがり、支援者は、「障がい特性」と認めたがる。これは、立場の違いからのとらえ方であるので、どちらが正しいということではない。「気づき」を発見していることには違いがない。

それでは、その親の「気づき」を次のステップにつなげていくために支援者に必要なことと思われる3点を述べる。

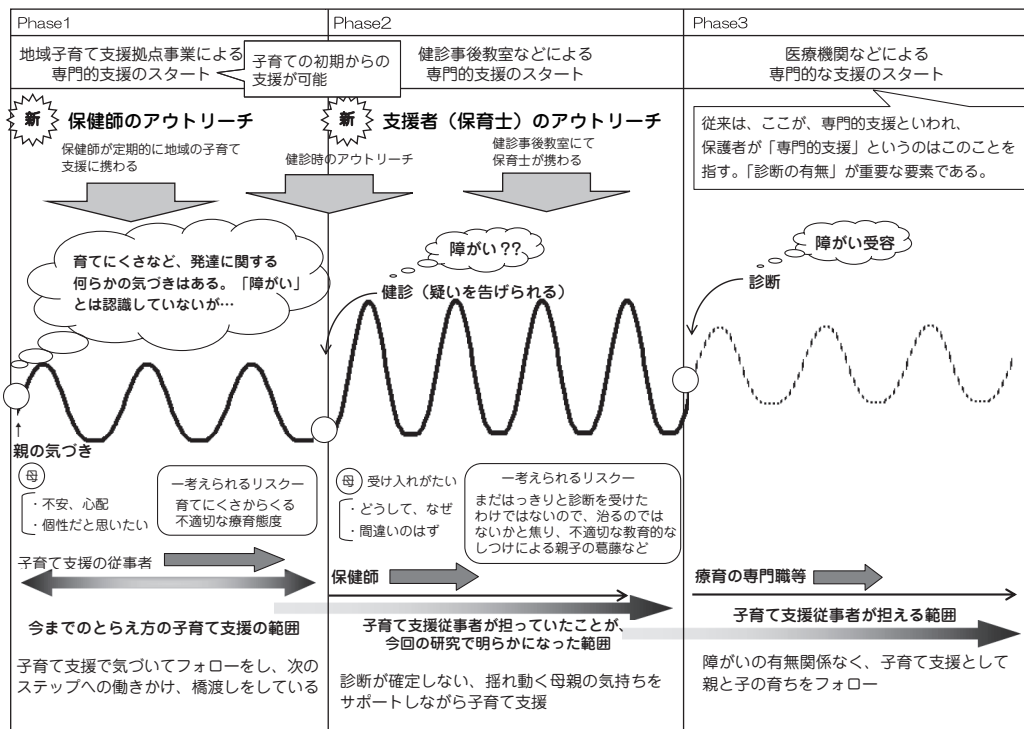
まず第一に、対象児とその保護者が信頼できる関係でいられるようにすること、第二に、支援は母親の気持ちに十分寄り添うこと、第三に丁寧に関わること。その三点に留意しながら、介助、介入、仲立ちすることがポイントである。これは、渡辺（2010）が、「地域子育て支援拠点事業における活動の指標ガイドライン」に記した支援者の役割にある「温かく迎え入れる」、「身近な相談者であること」と同じことと思われる¹⁶⁾。そして、この時期の母子関係は、その後の育ちにも影響するため、特別なニーズのある家族に対しての介入は、特に慎重に行うことが重要になる。「気になる子」を発見し専門的支援につなげることは、親が子どもの理解や対応の仕方の一助になるという支援の方向は間違っていない。しかし、関わる者としての「立場」や「視点」の違いを認識していないと、保護者と支援者の間だけではなく、保護者の心の中にも相容れないものが生じることになる。診断が確定していない段階では、特に慎重な対応が求められる。「気になる子」が、専門的支援につながる前の「地域子育て支援拠点」での関わりには、高度な援助技術が要される。実態調査を行ったどの施設の従事者も「気になる子」を発見し、真摯に向かい合って支援している姿勢が見られたが、確立した支援マニュアルがない中、従事者個人の努力の範囲で「気になる子」に対応しているに過ぎない。今後ますます増えると思われる保護者の様々な子育てニーズに対応できるよう従事者に対する十分な支援体制を整えておく必要がある。誰でも利用できる子育て

16) 2010年度児童関連サービス調査研究等事業「地域子育て支援拠点事業における活動の指標」として、渡辺頭一郎が記したガイドラインの支援者の役割から抜粋。

て支援の現場での「特別なニーズ」に対応できる体制の整備が急がれる。

上記のことをふまえ筆者は、「気になる子」を専門的支援につなげるためのシステムとして、保健師と地域子育て支援拠点事業の従事者とのアウトリーチによる連携モデルをイメージ図に表した。（図2）

■図2 乳幼児期の「気になる子」と親への支援のあり方（イメージ図）



研究をもとに筆者が作成（2013）

親にとっての「専門的支援のスタート」は、「診断確定時」である。これは親の観点なので正すことではないが、支援者側の捉える「専門的支援のスタート」は、「健診等による指摘」の時点である。「親の気づき」だけではなく、「専門家」が介入したことにより、告知ではないが、障がいを認識した地点にはなるからである。次のステップにつながったという観点で、「専門家の指摘」＝「専門的支援のスタート」として今までは捉えられてきた。しかし、親の揺れ動く気持ちを「気づき」ととらえないと、「専門家」が気づいても、「親」は気づいていないことになる。実際に、専門機関につながる前に、多くの親は子どもの通常とは違う「何か」には気づいている。「発達上の問題」としてはとらえていないとしても、何らかの「違い」には気づいているのである。だからこそ、この時期に子どもが生活の場として利用する「地域子育て支援拠点事業」での働きかけは重要であり、それ自体が「専門的支援」である。「親の気づき」と「専門家の気づき」の地点は同じであると思われる。両者は、同じステージで「気になる子」を支え、共に歩むパートナーであると筆者は考える。つまり、親の「気づき」の地点で、「地域子育て支援拠点事業」での発達支援が重層に展開さ

れば、その地点が専門的支援のスタートとなる。図2に示す1段階では、アウトリーチとして保健師が「地域子育て支援拠点事業」に出向くなどの措置を提案する。保護者は、健診などで保健師から発達に関する指摘をされると、「いつもの子どもの姿を見ていない人と言われた」という感情が働き、指摘自体を受け入れがたくなる。

次に、段階2のスタート時の健診に、地域子育て支援拠点事業の保育士が出向くアウトリーチを提案したい。発達に心配ごとがあっても、そこにはいつもお世話になっている拠点の先生はいて、いつもの子どもの状態を伝えながら、健診を受けることが可能であれば、保護者は子ども発達の心配があったとしてもサポートがあり心強く思えるのではないかと、また一方、診断する側からも、親への問診や主観的な思いからだけでなく、子どもの健診時の様子だけではなく、普段の状況も合わせての総合的な判断ができるものと思われる。

「地域子育て支援拠点事業」の各施設の開設上、時間的、スペースの制限、また職員の配置、利用が保護者側の都合に委ねられていることから一貫した継続的な支援などの十分な環境が整えられるかといえば容易ではないであろう。「気になる子」やその子どもを持つ親への個別な対応ができるかといえば環境的にも難しいことがある。

「地域子育て支援拠点事業」が行っている事業は、子どものための安全で安心できる環境であり、子どもに適した遊びや情報が提供されている。今回の実態調査を行った施設に関していえば、すべての個所の従事者が、業務の中で「気になる子」に対応をしている。より専門的な支援につながるように努力もしている。「気になる子」を専門的支援につなげるために、現状としてできることは、第一に、在宅で子育てをしている人がより多く「地域子育て支援拠点事業」を利用できるように広報することである。そして、次にあげられるのが「地域子育て支援拠点事業」従事者の質の向上であるが、現場の従事者に「発達支援」に携わっている認識に立てる研修なりが必要である。その上で、行政が「地域子育て支援拠点事業」の重要性を認識し、行政主導の研修の開催も必要ではないかと考える。その発達支援の研修においては、子育て支援にも、気になる子どもの理解や対応にも精通する専門家による教育が必要である。子育て初期の特別なニーズを持つ子と保護者に対応できるよう、行政として指針をだし、取り組んでいくべき課題であると提言する。

実態調査を行った豊橋市は中核市であり、市内に保健所やこども発達センター、児童相談所も設置され、医療や福祉などの社会資源が十分に整っている地域であり、民間団体の子育て支援活動も活発である。

今回の研究は、「気になる子」を支援につなげるためのシステムの考察としてはイメージ図にとどまったが、関与する機関で発表や報告することで、地域の子育てシステム構築の一助になることを切に願い、成果としたい。

【参考文献】

- 安倍大輔著「発達障害を読み解く」、『子ども白書2008』所収, 56頁-59頁, 草土文化社, 2008年.
- 愛知県小児保健協会編『愛知県母子健康診査マニュアル』95頁-135頁, 愛知県, 2011年.
- 栗澤哲也著「自治体の幼保小連携にみる発達障害児と家族への支援」、『子育て支援と心理臨床』Vol.2所収, p.39-p.41, 福村出版, 2010年.
- 福富昌城著「ソーシャルワークにおけるアウトリーチの展開」、『ソーシャルワーク研究』37巻所収, p.34-p.39, 相川書房, 2011年.
- 富士宮市『気になる子プロジェクト報告書』, 2010年.
- 藤原慶二著「地域福祉と子育て支援-ネットワークの観点から-」, 『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』第13巻所収, p.11-p.18, 2010年.
- 郷間英世著「幼稚園・保育園における気になる子に対する保育上の困難さについての調査研究」, 『京都教育大学紀要』第113号所収, 2008年.
- 濱田格子著「子育て支援ツールとしての赤ちゃん絵本の開発と配布システムの構築」, 『関西国際大学研究紀要』12巻, p.67-p.74, 2011年.
- 原仁著「家族支援の視点から発達障害を理解する」, 『子育て支援と心理臨床』Vol.2所収, p.13-p.14, 福村出版, 2010年.
- 橋本真紀, 山縣文治著『よくわかる家庭支援論』, ミネルヴァ書房, 2011年.
- 林隆著「発達障害の危険因子・憎悪因子としての子ども虐待」, 『発達障害研究』第30巻第2号所収, p.82-p.91, 2008年.
- 藤林武史著「子ども相談支援体制の現状と課題」, 『都市政策研究』第9号所収, p.31-p.40, 2010年.
- 井上雅彦著『発達障害の子を育てる家族への支援』, 金子書房, 2007年.
- 岩瀬久志著「軽度発達障害児をもつ母親への支援」, 『流通科学大学論集』Vol.22-1所収, p.43-p.53, 2009年.
- 亀口憲治著「発達障害の家族支援」, 『子育て支援と心理臨床』Vol.2所収, p.6-p.12, 福村出版, 2010年.
- 亀谷和史編著『現代保育と子育て支援』, 八千代出版, 2011年.
- 柏女霊峰著『子育て支援と保育者の役割』, p.157-p.158, フレーベル館, 2003年.
- 小枝達也著「発達障害と乳幼児健診」, 『母子保健情報』第58号所収, p.82-p.85, 2008年.
- 小石誠二著「高機能広汎性発達障害と虐待 なぜ、虐待を受けてしまうのか」, 『月刊実践障害児教育』所収, 学研, 2004年.
- 国立女性教育会館編『子育て支援におけるアウトリーチ -地域の人材を活かして支援を届ける仕組みづくり-』p.4-p.9, 2008年.
- 厚生労働省「地域子育て支援拠点事業実施要綱」, 2007年.
- 厚生労働省「発達障害実践の研究結果」, 2007年.
- 厚生労働省『乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン』, 2009年.
- 黒川新二著「自閉症を取り巻く状況はどう変わったのか」, 『そだちの科学』8号所収, p.41-p.44, 2007年.
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て関連3法について」, 2012年.
- 鯨岡峻著「発達障害をめぐる理想と現実 -発達障害ブームは発達障害の理解を促したか-」, 『そだちの科学』8号所収, p.17-p.21, 2007年.
- 松原豊著「発達障害のある幼児の特別支援教育に関する研究-幼児教育における自立活動の指導について-」, 『こども教育宝仙大学紀要』1所収, 2010年.
- 宮本信也著「発達障害と子ども虐待」, 『発達障害研究』第30巻第2号, p.63-p.76, 2008年.
- 宮田広善「発達障害と児童虐待」, 『姫路子育て支援を考える会』, 2007年.
- 文部科学省「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議要旨」, 2007年.
- 本塚真弓著「乳幼児期における発達障害児を持つ母親への支援に関する研究 -母親の育児不安と障害需要に関する実態調査を通して-」, 『日本福祉大大学院社会福祉学研究所修士論文集』所収, 2009年.
- 内閣府「子ども・子育てビジョン」, 2010年.
- 中島正夫著「保育所に通う発達障害児を持つ子ども・気になる子の状況について」, 『椛山女学園大学教育学部紀要』第5号所収, p.69-p.80, 2012年.
- 中田洋次郎「親の障害の認識と受容に関する考察 -需要の段階説と慢性的悲哀」, 『障害保健福祉研究情報システム』所収, 1995年.

- 西村智子, 小泉令三著「就学前の気になる子の行動特徴と発達障害の関係」研究論文集所収, 教育系・文系の九州地区国立大学間連携論文集, 2011年
- 埼玉県 発達障害児の理解促進リーフレット「子どもの発達障害がわかる」, 2012年
- 笹森洋樹著「発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題」, 『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』37号所収, 2010年.
- 関あゆみ著「学習障害」, 『母子健康情報』第63号所収, p.11-p.15, 2011年
- 柴田正行編著『障害児保育』, 同文書院, 2009年.
- 七木田敦著『実践事例に基づく障害児保育』p.27-p.28, p.106, 2008年.
- 杉山登志郎「子どものトラウマと発達障害」, 『発達障害研究』第30巻第2号所収, p.111-p.120, 2008年.
- 杉山登志郎著『発達障害のいま』, 講談社現代新書, 2011年.
- 田川元康著「保育現場からみた発達障害の家族支援」, 『子育て支援と心理臨床』Vol.2所収, p.27-p.32, 2010年.
- 高山恵子著『親子のストレスを減らす15のヒント: 保育・教育・福祉現場の保護者支援に』, 学研, 2012年
- 滝川一廣著「発達障害再考- 診断と脳障害論をめぐって-」, 『そだちの科学』8号所収, p.9-p.16, 2007年
- 田中晶子著「発達障害への気づき- 保護者の視点-」, 『母子保健情報』63号所収, p.51, 2011年
- 田中康雄著『わかってほしい! 気になる子』p.2-p.3, 学研, 2006年.
- 田中康雄「親のメンタルヘルスからみた発達障害」, 『子育て支援と心理臨床』第2巻所収, p.20-p.26, 2010年.
- 友久久雄, 滋野井一博著「発達障害の理解とその対応」, 『子育て支援と心理臨床』第2巻, p.33-p.38, 2010年
- 東條恵著「早期発見・療育・支援とは何か? - 多数派と少数派の文化摩擦という視点-」, 『そだちの科学』8号, p.34-p.37, 2007年.
- 内山登紀夫他編『高機能自閉症・アスペルガー症候群入門- 正しい理解と対応のために』, 中央法規, 2002年.
- 渡辺顕一郎編『地域で子育て - 地域全体で子育て家庭を支えるために』, 川島書房, 2008年.
- 渡辺健一郎著『子ども家庭福祉の基本と実践』, 金子書房, 2009年
- 渡辺顕一郎他著「地域子育て支援拠点事業における活動の指標」, 『財団法人 こども未来財団』
- 山田敦朗「広汎性発達障害の子どもを養育する親の心理ストレス」, 『日本青年児童精神医学会総会抄録集』48号所収, 2009年
- 山崎晃資著『自閉症スペクトラムと特別支援教育』, 金剛出版, 2010年.
- 全国保育団体連絡会編『保育白書2011版』, ちいさいなかま社, 2011年.